

令和 5年 1月 1日 制定

株式会社 C I 東海

住宅省エネルギー性能証明書発行業務要領

## 第1章 総則

- 第1条 (趣旨)
- 第2条 (発行業務を行う時間及び休日)
- 第3条 (事務所の所在地及び業務区域)
- 第4条 (証明対象住宅)

## 第2章 業務の実施方法等

- 第5条 (住宅省エネルギー性能証明の申請)
- 第6条 (住宅省エネルギー性能証明の受理及び契約)
- 第7条 (審査の実施)
- 第8条 (申請書の取下げ及び変更申請)
- 第9条 (検査の実施)
- 第10条 (住宅省エネルギー性能証明書の交付)

## 第3章 証明手数料等その他

- 第11条 (証明手数料等)
- 第12条 (書類等の保存)
- 第13条 (秘密保持)
- 第14条 (国土交通省への報告)

- 別記様式1号 住宅省エネルギー性能証明申請書
- 別記様式2号 変更住宅省エネルギー性能証明申請書
- 別記様式3号 住宅省エネルギー性能証明申請引受承諾書
- 別記様式4号 住宅省エネルギー性能証明申請取下げ届
- 別記様式5号 家屋番号届
- 別記様式6号 住宅省エネルギー性能証明書 再交付願

## 株式会社C I 東海

# 住宅省エネルギー性能証明書発行業務要領

## 第1章 総則

### (趣旨)

第1条 この住宅省エネルギー性能証明書の発行業務要領（以下「要領」という。）は、登録住宅性能評価機関である株式会社C I 東海（以下「当機関」という。）が「特定エネルギー消費性能向上住宅及びエネルギー消費性能向上住宅の新築取得等をした場合の住宅ローン税額控除の特例並びに特定エネルギー消費性能向上住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除に係る租税特別措置法施行規則第18条の21第16項及び第17項の規定に基づき国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類に係る証明について」（令和4年5月20日、国土交通省住宅局）等に基づき実施する住宅の省エネルギー性能を証明する書類の発行に関する業務を、公正かつ的確に実施することを目的とする。

### (発行業務を行う時間及び休日)

第2条 発行業務を行う時間は、次項に定める休日を除き、午前9時00分から午後6時00分までとする。

2 前項の休日は、次に掲げる日とする。

- (1) 日曜日並びに土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月30日から翌年の1月5日までの日（前2号に掲げる日を除く。）
- (4) 夏期休日（8月11日から17日までの間で、当機関があらかじめ広告した日）

3 前2項の規定にかかわらず、緊急を要する場合又は当機関が必要と判断する場合は、これらの規定によらないことができる。

### (事務所の所在地及び業務区域)

第3条 事務所の所在地は 次のおりとする。

- (1) 本社は、愛知県名古屋市中区金山一丁目12-14（金山総合ビル4階）
- (2) 岡崎事務所は、愛知県岡崎市羽根北町二丁目1番1
- (3) 四日市事務所は、三重県四日市市鶉の森一丁目3番15号（リックスビル1階）

2 業務区域は、愛知県・三重県の全域及び岐阜県・静岡県各都市計画区域内とする。

### (証明対象住宅)

第4条 証明対象住宅(以下「対象住宅」という。)は、令和4年度税制改正により、認定住宅等の新築取得等を行った場合の住宅ローン税額控除の特例(住宅ローン減額の借入限度額の上乗せ措置等)の対象となった、特定エネルギー消費性能向上住宅(以下「ZEH水準省エネ住宅」という。)又はエネルギー消費性能向上住宅(以下「省エネ基準適合住宅」という。)を新築若しくは新築住宅の取得をする場合をいい、次項の基準に適合するものとする。

2 前項のZEH水準省エネ住宅及び省エネ基準適合住宅の基準は、以下の各号に定めるものとする。

- (1) ZEH水準省エネ住宅 評価方法基準第5の5の5-1(3)の断熱等性能等級5以上かつ評価方法基準第5の5の5-2(3)の一次エネルギー消費量等級6以上
- (2) 省エネ基準適合住宅 評価方法基準第5の5の5-1(3)の断熱等性能等級4以上かつ評価方法基準第5の5の5-2(3)の一次エネルギー消費量等級4以上
- (3) 前各号の基準適用にあつては、評価方法基準第5の5の5-1(3)ハに規定する結露の発生を防止する対策に関する基準を除くものとする。

## 第2章 業務の実施方法等

### (住宅省エネルギー性能証明の申請)

第5条 住宅省エネルギー性能証明を受けようとする者(以下「証明申請者」という。)が、住宅省エネルギー性能証明の申請をする場合は、当機関に対して次の各号に掲げる図書(以下「申請図書」という。)を1部提出するものとするものとする。なお、共同住宅の場合は、該当する住戸に関する図書とする。

- (1) 住宅省エネルギー性能証明申請書(様式-1)(以下「申請書」という。)
- (2) 設計内容説明書、付近見取り図、配置図、仕様書、各階平面図、各求積図、立面図(2面以上)、断面図(2面)又は矩計図、基礎伏図(断熱に係る部分がある場合に限る。)、各種計算書、設備機器表、各種性能等の根拠資料一式、その他審査に必要な書類

2 第8条第4項の住宅省エネルギー性能証明申請の変更をする場合は、前項の規定を準用するものとし、前項(1)の申請書を変更住宅省エネルギー性能証明申請書(様式-2)(以下「変更申請書」という。)と読み替え、前項(2)の図書のうち変更に係るものを添付(以下「変更申請図書」という。)して当機関に1部提出するものとする。

3 設計住宅性能評価書、フラット35S設計検査通知書(関係図書を含む。)又はBELS評価書(いずれの場合も第4条第2項(1)又は(2)のいずれかの基準に適合しているものに限る。以下「評価書等」という。)を取得した住宅に係る申請につ

いては、当該評価書等の写しを添付するものとする。ただし、当機関が交付したものに限る。

#### （住宅省エネルギー性能証明の受理及び契約）

第6条 前条第1項の申請があったときは、次の各号について審査をしてこれ进行处理するものとする。

- (1) 申請された対象住宅の所在地が第3条第2項の業務区域内であること。
- (2) 申請図書に不足がなく、かつ記載事項に漏れがないこと。なお、申請書に記載する家屋番号が決まっていない場合は、未定と記載すること。
- (3) 申請図書に不備を認めるときは、直ちに補正を求める。ただし、補正の余地のないとき又は証明申請者が補正に応じないときは、申請図書を証明申請者に返却する。

2 前項の申請図書を受理した場合は、証明申請者に住宅省エネルギー性能証明申請引受承諾書（様式一3）（以下「引受承諾書」という。）を交付する。この場合、証明申請者と当機関は別に定める住宅省エネルギー性能証明書発行業務約款に基づき契約を締結したものとす。

#### （審査の実施）

第7条 審査の実施者は、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第13条に定める評価員で、当機関に評価員として選任されている者（以下「審査員」という。）とする。

- 2 審査員は、前条第1項の申請図書を受理した場合は、申請に係る対象住宅の計画が第4条第2項の基準に適合しているかどうかの審査を行うものとする。
- 3 審査員は、申請図書に疑義があり、又は提出された申請図書のみでは基準の適合性を判断することが困難であると認められた場合は、申請図書の補正又は追加書類の提出を求める等の必要な措置を行うものとする。
- 4 第5条第3項に該当する住宅、又は住宅省エネルギー性能証明申請と併せてこれらの評価書等の取得の申請する住宅は、交付された当該評価書等の該当する等級等の確認を行い、審査を省略できるものとする。

#### （申請書の取下げ及び変更申請）

第8条 証明申請者は、住宅省エネルギー性能証明書（令和4年国土交通省告示第455号別表に規定する書式。以下同じ。）の交付前に申請を取り下げる場合は、その旨を記載した住宅省エネルギー性能証明申請取下げ届（様式一4）を提出するものとする。

- 2 前項の場合、当機関は申請図書を証明申請者に返却する。
- 3 証明申請者は、住宅省エネルギー性能証明書の交付前に対象住宅の計画を変更する場合、又は断熱方式及び設備機器の仕様等に著しい変更があるときは、当初の

申請を取り下げて、改めて住宅省エネルギー性能証明の申請をしなければならない。

- 4 証明申請者は、前項の計画変更等において、断熱方式及び設備機器の仕様等の一部を変更しようとする場合で、当機関が、再度計算等により基準への適合を判断する必要があると認めるときは、第5条第2項に定める変更申請函書を当機関に提出するものとする。
- 5 前項の変更住宅省エネルギー性能証明申請をする場合は、第5条から前条までの規定を準用する。

#### (検査の実施)

第9条 検査を実施する場合の対象工程は、内装下地張りの直前の工事の完了時(以下「断熱材施工完了時」という。)及び竣工時の2回とする。

- 2 証明申請者は、前項の各検査を受けようとする場合、所定の期日までに別に定める検査予約申込書及び施工状況報告書を提出するものとする。
- 3 前条第4項に定める変更以外の軽微な変更がある場合は、前項の検査予約申込書とともに変更前後の内容を記載した函書(様式任意)を提出するものとし、審査員はその記載内容が第4条2項の基準に適合していることを確認する。
- 4 審査員は、対象住宅が第4条2項の基準に適合しているかどうかの検査を目視、計測、見え隠れ部分の工事写真及び施工関連函書等により当該申請函書に基づいて施工されていることを確認する。
- 5 審査員は、前項の検査の結果、是正を要する施工が確認されたときは、次のいずれかの措置を行い、施工状況報告書の指摘事項欄にその内容を記載する。
  - (1) 施工内容の是正を求める。
  - (2) 第3項の函書に記載された以外の変更が認められるときは、変更前後の内容について、当該函書に追記を指示するものとする。
- 6 審査員は、前項(1)の施工内容の是正が完了した場合、再度適正に是正されたかを確認する。
- 7 本申請時において、第1項の断熱材施工完了時の検査について、工事段階における目視、計測ができない場合は、小屋裏の点検口又は外壁の屋内に面したスイッチ等から居室ごとに断熱材が設置されていることを確認する。

#### (住宅省エネルギー性能証明書の交付)

第10条 当機関は、前条第4項及び第6項の検査により施工されたことを確認し、基準に適合することを認めるときは、証明申請者に住宅省エネルギー性能証明書を交付する。

- 2 証明申請者は、前項の住宅省エネルギー性能証明書の交付にあつては、建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項の検査済証の写しを提出するものとする。ただし、当機関において検査済証が交付されている場合はこの限りでない。

- 3 第1項の交付において、第6条第1項(2)なお書きの家屋番号を未定と記載した場合は、証明申請者は、当該家屋の登記を行い、家屋番号届(様式一5)により登記簿に記載された家屋番号を届け出るものとする。
- 4 当機関が交付した住宅省エネルギー性能証明書を滅失等したときに、証明申請者から住宅省エネルギー性能証明書の再交付願(様式一6)が提出されたときは、再交付である旨の表示をして、証明申請者に住宅省エネルギー性能証明書を交付する。

### 第3章 証明手数料等その他

#### (証明手数料等)

第11条 住宅省エネルギー性能証明書発行の業務に係る審査・検査手数料(以下「証明手数料」という。)の額は、次表の(い)欄に定める審査区分に応じ、(ろ)欄及び(は)欄に掲げる額の合計額とする。ただし、(は)欄の検査手数料については、当機関において確認済証が交付されている場合、又は住宅省エネルギー性能証明申請と併せて確認申請をしている場合は、当機関確認欄の額とし、他機関にて交付されている場合は、他機関確認欄の額とする。

単位(円・税込価格)

(い) 審査区分	(ろ) 審査手数料	(は) 検査手数料	
		当機関確認	他機関確認
審査が省略できる住宅の場合 ※1	11,000	27,000	44,000
住宅型式性能認定を受けた住宅	24,000	25,000	40,000
上記以外の住宅	33,000	27,000	44,000

※1 設計住宅性能評価書、フラット35S設計検査通知書又はBELS評価書(いずれの場合も第4条第2項(1)又は(2)のいずれかの基準に適合しているものに限る。)等を取得した住宅若しくは住宅省エネルギー性能証明申請と併せてこれらの評価書等の取得の申請する場合をいう。

※2 共同住宅の場合は、別途見積りとする。

- 2 証明申請者は、引受承諾書に定める証明手数料を現金により納入する。ただし、引受承諾書の交付時に銀行振り込みにより納付したことが確認できる場合は、この限りでない。
- 3 前項の振り込みに要する費用は証明申請者の負担とする。

- 4 前2項の規定にかかわらず、「確認申請手数料等の一括支払いに関する協定書」を締結する方法によることができる。
- 5 愛知県以外の区域の検査の場合は、株式会社CI東海住宅性能評価業務規程第30条に規定する別表2（評価等手数料）第7の割増手数料を加算する。ただし、建築基準法の規定に基づく検査申請をする場合は、竣工時の検査には適用しない。
- 6 断熱材施工完了時の検査の実施前までに、第8条第1項の住宅省エネルギー性能証明申請取下げ届が提出された場合は、当該申請の第1項表（い）欄の審査区分に応じ、（は）欄の検査手数料の当機関確認又は他機関確認のいずれかに該当する額を証明申請者に返還することができる。
- 7 第8条第4項に定める変更住宅省エネルギー性能証明申請の手数料は、当該申請の第1項表（い）欄の審査区分に応じ、（ろ）欄の審査手数料の2分の1の額とする。
- 8 住宅省エネルギー性能証明書について、第10条第4項の再交付の手数料は4,000円（税込価格）とする。

#### （書類等の保存）

- 第12条 住宅省エネルギー性能証明書の発行業務に係る全ての帳簿及び申請図書について施錠のできるロッカー等に保存しなければならない。
- 2 前項の保存は、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録し、必要に応じ電気計算機その他の機器を用いて明確に表示することができるようにしてこれを行なうことができる。
  - 3 第1項の帳簿及び申請図書の保存期間は、次の各号に定めるとおりとする。
    - (1) 帳簿 住宅省エネルギー性能証明書発行業務の廃止の日の属する年度から5事業年度とする。
    - (2) 申請図書 住宅省エネルギー性能証明書の交付を行った日の属する年度から5事業年度とする。

#### （秘密保持）

- 第13条 役員及び社員並びにこれらの者であった者は、この住宅省エネルギー性能証明書の発行業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

#### （国土交通省への報告等）

- 第14条 当機関は、公正な業務を実施するために国土交通省等から業務に関する報告を求められた場合には、適合審査の内容、判断根拠その他情報について報告等を行なうこととする。

#### 附 則

この要領は、令和 5年 1月 1日から施行する。

## 住宅省エネルギー性能証明申請書

年 月 日

株式会社 CI 東海  
代表取締役 様

証明申請者 住 所  
氏 名  
代 理 者 住所又は所在地  
氏名又は名称

住宅省エネルギー性能証明書発行のための適合審査を申請します。  
この住宅省エネルギー性能証明申請書及び提出図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

記

【建築物の名称】

【家屋番号(注1)】

【所在地】

【住宅の建て方】  一戸建て  共同住宅等

【適用する証明】

特定エネルギー消費性能向上住宅（ZEH水準省エネ住宅）

エネルギー消費性能向上住宅（省エネ基準適合住宅）

※受付年月日及び受付番号	※決裁欄		※住宅省エネルギー性能 証明書発行番号
	検査	審査	CI 東海省エネ性能証第 号
			年 月 日
	※料金欄		係員氏名

受領 月日	/	受領者 氏名 連絡先	TEL (            )            -
----------	---	------------------	---------------------------------

※欄は記入しないでください。

(注1)家屋番号は、不動産登記法に基づくもので、申請時に決まっていな場合は、「未定」と記載してください。決まった時は家屋番号届をCI東海に提出してください。



## 変更住宅省エネルギー性能証明申請書

年 月 日

株式会社 CI 東海  
代表取締役 様

証明申請者 住 所  
氏 名  
代 理 者 住所又は所在地  
氏名又は名称

住宅省エネルギー性能証明書発行業務要領第8条第4項の規定に基づき変更の適合審査を申請します。

この変更住宅省エネルギー性能証明申請書及び提出図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

記

【建築物の名称】

【所在地】

【受付番号】 第 号

【変更の概要】

※受付年月日及び受付番号	※決裁欄		※住宅省エネルギー性能 証明書発行番号
	検査	審査	CI 東海省エネ性能証第 号
			年 月 日
	※料金欄		係員氏名

受領 月日	/	受領者 氏名 連絡先	TEL (            )            -
----------	---	------------------	---------------------------------

※欄は記入しないでください。

住宅省エネルギー性能証明申請  
引受承諾書（変更）

年 月 日

様

株式会社 CI 東海  
代表取締役 印

年 月 日付け申請の（変更）住宅省エネルギー性能証明申請については、下記のとおり引き受けることを承諾します。

引き受けにあたっては、住宅省エネルギー性能証明業務約款を遵守します。

記

1. 受付年月日 年 月 日
2. 受付番号 第 号
3. 家屋番号及び所在地
4. 家屋の構造及び面積 木造 非木造 延べ面積 m<sup>2</sup>
5. 家屋の建て方 一戸建て 共同住宅等
6. 適用する証明 特定エネルギー消費性能向上住宅（ZEH水準省エネ住宅）  
エネルギー消費性能向上住宅（省エネ基準適合住宅）
7. 検査対象工程 内装下地張りの直前 竣工
8. 業務期日 竣工検査合格の日より7日後の日又は家屋番号届の提出  
がった日の翌日のいずれか遅い日
9. 証明手数料 金 円也（税込価格）  
（ 証明手数料 円 ）  
（ 割増手数料 円 ）

<p><b>住宅省エネルギー性能証明申請 取下げ届</b></p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p>	
<p>株式会社C I 東海 代表取締役</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: center;">証明申請者 住 所</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p>下記の住宅省エネルギー性能証明申請書は、住宅省エネルギー性能証明書発行 業務要領第8条第1項の規定により取り下げます。</p> <p style="text-align: center;">記</p>	
受 付 年 月 日	年 月 日
受 付 番 号	第 号
家屋番号及び所在地	
取 下 げ 理 由	
※受付欄	※決裁欄

注意 ※欄は記入しないでください。

<h2 style="margin: 0;">家屋番号届</h2>	
年 月 日	
株式会社C I 東海 代表取締役	
様	
証明申請者 住 所	
氏 名	
下記について、家屋番号が決まりましたので届けます。	
記	
受 付 年 月 日	年 月 日
受 付 番 号	第 号
家屋番号及び所在地	
※受付欄	※決裁欄

注意 ※欄は記入しないでください。

1. 家屋番号が決まりましたら速やかに提出してください。
2. 家屋番号が確認できる書類（登記証明書等）も提出してください。

住宅省エネルギー性能証明書 再交付願

年 月 日

株式会社C I 東海  
代表取締役 様

証明申請者 住 所  
氏 名

下記について住宅省エネルギー性能証明書の再交付をしてください。

記

家屋番号及び所在地	
証明書交付年月日	年 月 日
適用する証明	<input type="checkbox"/> 特定エネルギー消費性能向上住宅（ZEH水準省エネ住宅） <input type="checkbox"/> エネルギー消費性能向上住宅（省エネ基準適合住宅）
※受付欄	※決裁欄

- 注意 1. 証明申請者は、住宅省エネルギー性能証明書の申請者と同じにしてください。  
 2. 対象住宅の種別は、証明を受けた該当か所に☑をしてください。  
 3. ※欄は記入しないでください。